

午前10時00分 開会

◎開会の宣告

○中嶋通治副議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は24名でありますので、定足数に達しております。

ただいまから令和元年12月東埼玉資源環境組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○中嶋通治副議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議員の紹介

○中嶋通治副議長 先般、草加市選出組合議会議員、西沢可祝議員、切敷光雄議員、関一幸議員の辞職に伴う改選の結果報告が11月1日にありました。ご報告かたがたご紹介いたします。

飯塚恭代議員でございます。

芝野勝利議員でございます。

佐々木洋一議員でございます。

◎議席の指定

○中嶋通治副議長 次に、ただいまご紹介いたしました議員の議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

書記をして、氏名及び議席番号を朗読させます。

○西川雄二議会担当主幹 朗読いたします。

……朗読……

飯塚恭代議員12番、芝野勝利議員23番、佐々木洋一議員24番。

以上でございます。

○中嶋通治副議長 ただいま朗読させましたとおり、議席を指定いたします。

◎議長選挙

○中嶋通治副議長 次に、当組合議会議長の選挙を行います。

当組合議会議長は、関一幸議員の辞職に伴い、欠員が生じております。

この際、議長選挙の方法につきまして、議会運営委員長からご報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

〔野口佳司議会運営委員長登壇〕

○野口佳司議会運営委員長 おはようございます。

閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

議長選挙の方法につきましては、慣例により指名推選とすることに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○中嶋通治副議長 お諮りいたします。

議長選挙は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、指名推選といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中嶋通治副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。

議会運営委員会を、慣例により議長選考委員会にかえさせていただきたいと思っております。こ

れにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中嶋通治副議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ここで、議長選考委員会開催のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時11分 再開

◎開議の宣告

○中嶋通治副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議長選考委員長報告

○中嶋通治副議長 休憩中に開催されました議長選考委員会の結果について、委員長より報告をお願いいたします。

野口佳司議長選考委員長。

〔野口佳司議長選考委員長登壇〕

○野口佳司議長選考委員長 議長のご指名によりまして、休憩中に開催いたしました選考委員会の審査結果をご報告申し上げます。

当組合議会議長には、草加市議会議長でもあります佐々木洋一議員を全員一致をもちまして推薦することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○中嶋通治副議長 お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、当組合議会議長には佐々木洋一議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中嶋通治副議長 ご異議なしと認めます。

よって、佐々木洋一議員を議長とすることに決定いたしました。

ただいま議長に当選されました佐々木洋一議員に、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎議長就任挨拶

○中嶋通治副議長 佐々木洋一議長の就任のご挨拶をお願いいたします。

〔佐々木洋一議長登壇〕

○佐々木洋一議長 議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様のご推挙をいただき、議長という大任を拝しました佐々木洋一でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議員の皆様、そして執行部の皆様とともに、議会運営、ご協力いただきながらしっかり進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○中嶋通治副議長 議長が選任されましたので、交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

佐々木洋一議長、議長席にお着きください。

[佐々木洋一議長・議長席に着く]

◎諸般の報告

○佐々木洋一議長 この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第6条第2項の規定に基づき、11月1日の閉会中において、総務常任委員に飯塚恭代議員、佐々木洋一、し尿処理常任委員に芝野勝利議員を選任いたしました。

次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名の一覧表を報告第2号としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

書記をして議案の朗読をさせます。

○西川雄二議会担当主幹 朗読いたします。

……朗読……

東 埼 資 環 第 6 0 1 号

令和元年（2019年）12月13日

東埼玉資源環境組合議会

副議長 中 嶋 通 治 様

東埼玉資源環境組合

管理者 高 橋 努

12月組合議会定例会に付議する議案の送付について

標記について、12月24日招集に係る令和元年12月組合議会定例会に、本職から提案する議案として、別添「議案目録」のとおり議案書を送付いたします。

議 案 目 録

- 1 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 1 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 1 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 1 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
 - 1 東埼玉資源環境組合会計年度任用職員の給与等に関する条例制定について
 - 1 令和元年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）について
- 以上でございます。

○佐々木洋一議長 次に、9月定例会において、議会運営委員会に付託いたしました特定事件について、議会運営委員長から調査結果の報告がありましたので、その写しを報告第3号としてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

議会運営委員長から報告を求めます。

野口佳司議会運営委員長。

[野口佳司議会運営委員長登壇]

○野口佳司議会運営委員長 議長のご指名によりまして、議会運営委員会に付託されました閉会中の特定事件について、その調査概要をご報告申し上げます。

本委員会は、去る10月17、18日の2日間にわたり、委員全員及び正副議長が出席し、副管理者の随行を求め、「組合の議会運営」、「東部知多クリーンセンターの運営」についての2項目を調査事項とし、愛知県東浦町にあります東部知多衛生組合へ、また、「環境クリーンセンターの運営」についてを調査事項とし、愛知県安城市への行政調査を実施いたしました。

そのうち、東部知多衛生組合の「議会運営」についてご報告いたします。

今回調査いたしました東部知多衛生組合は、昭和37年2月10日に設立された大府市、豊明市、東浦町、阿久比町を構成団体とする一部事務組合で、管理者は大府市長が務めており、ごみ処理、し尿処理、余熱利用に関する事項を共同処理しておりました。

議員定数は12人で、構成団体から各3人が選出されており、定例会については、2月及び8月の年2回開催しておりました。

議席については、構成市町ごとに割り振りを行い、議長は1番とする例であるとのことで

ありました。

会議開始は午前10時または午後2時からとし、議事日程については提案説明の次に、質疑、最後に討論・採決の順で、私たちの組合議会と同様でありました。

一般質問の通告期限は、定例会開会日の4日前の日の、午前10時から午後4時まで、発言方法は全て自席にて行い、発言回数は3回、発言時間は20分以内とのことでありました。

会議録は、作成後、議会出席者に加え、構成市町の環境行政所管課などにも配付してありました。

また、夏季服装の取り扱いについては、5月中旬から9月までに限り、クールビズも可能とするとのことでありました。

なお、東部知多衛生組合の「クリーンセンターの運営」及び安城市の「環境クリーンセンターの運営」につきましては、調査結果報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上が今回の行政調査の概要であります。全体を通して貴重なお話を伺うことができました。

今後、このことを組合行政並びに構成団体の中で生かしていきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○佐々木洋一議長 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○佐々木洋一議長 これより会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

18番 鈴木 由 和 議員

19番 守 屋 亨 議員

20番 野 口 佳 司 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○佐々木洋一議長 次に、会期の決定を議題といたします。

閉会中に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長から報告をお願いいたし

ます。

野口佳司議会運営委員長。

〔野口佳司議会運営委員長登壇〕

○野口佳司議会運営委員長 閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告いたします。

今定例会に管理者から提出されました議案は、東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてのほか5件であります。

一般質問につきましては、2名の議員から通告がありました。

また、今定例会の会期につきましては、本日1日間と決定いたしました。

なお、令和2年次の議会日程を決定いたしまして、予定表をお手元に配付させていただきましたので、あらかじめ日程の確保をよろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

○佐々木洋一議長 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

**◎閉会中の継続審査案件（管理者提出第6号
議案）の上程及び決算特別委員会委員長の
報告**

○佐々木洋一議長 次に、閉会中の継続審査となっておりました管理者提出第6号議案 平成30年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

決算特別委員長から、審査の結果について報告がありました。委員会審査結果報告書及び委員会報告書並びに決算特別委員会資料をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

決算特別委員長から、閉会中における委員会の会議の経過並びに結果について報告を求め

ます。

佐藤憲和決算特別委員長。

〔佐藤憲和決算特別委員長登壇〕

○佐藤憲和決算特別委員長 それでは、議長のご指名によりまして、9月定例会において当委員会に付託されました第6号議案につきまして、その審査経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会は、去る11月20日、第一工場第一委員会室において、委員全員出席し、説明員として副管理者、事務局長、会計管理者並びに担当課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の方法は、執行部より歳入・歳出に分けて一括して説明を聴取し、歳入は最初に第1款及び第2款、次に第3款ないし第5款、最後に第6款ないし第8款の3つに分けて、歳出は款別に質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

なお、議長の許可をいただき、委員会報告書及び分担金負担割合に係る決算特別委員会資料を配付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

まず、歳入の部のうち、第1款「分担金及び負担金」について申し上げます。

分担金に係る負担割合の考え方は、との質疑に対し、昭和61年から平等割15%、搬入割85%の負担割合となっている。そのうち平等割については組合事務に係る共通経費であるが、負担割合の15%を上回っているのが現状である。また、負担割合については、組合が決定できるものではなく、各構成市町の議会の議決を経て決定される、とのことであります。

次に、第4款「財産収入」について申し上げます。

堆肥の販売価格は、との質疑に対し、構成市町の住民の皆様への堆肥の販売については10キログラム当たり100円で販売している。緑のリサイクル事業の一環として位置づけているので、安価な価格設定となっている、とのことであります。

次に、堆肥搬出量の推移は、との質疑に対し、堆肥の搬出量については、東日本大震災以降に搬出を中止した期間があった。震災以前は、屋外での堆肥の生産が可能であったが、震災以後は、発酵棟以外での生産が法的に禁止されている。したがって、震災前の搬出量には回復できない状況にある、とのことであります。

次に、電力売払代金の減収理由は、との質疑に対し、売払電力価格が前年度より1.41円下がったことによる。今後においては、施設のさらなる効率的な運転実施や節電等について検討してまいりたい、とのことであります。

次に、第二工場ごみ処理施設の受電電力の理由は、との質疑に対し、設備の定期点検や電気設備の法定点検時においては、全ての炉を停止するので、発電が行えないことから、電力を受電する必要があった、とのことでありました。

なお、第4款「財産収入」については、ほかに3件の質疑がありました。

次に、第7款「諸収入」について申し上げます。

その他雑入の内容は、との質疑に対し、エフエムこしがやアンテナ設置料10万5,600円、自動車損害賠償金19万4,076円、平成29年度大気汚染負荷量賦課金過払いによる戻入114万5,100円が主なものであった、とのことでありました。

なお、第7款「諸収入」については、ほかに1件の質疑がありました。

また、第2款「使用料及び手数料」、第3款「国庫支出金」、第5款「繰入金」、第6款「繰越金」、第8款「組合債」についての質疑はありませんでした。

続いて、歳出の部について申し上げます。

まず、第2款「総務費」について申し上げます。

啓発用雑紙回収袋の製作内容は、との質疑に対し、啓発用の雑紙回収袋を2万枚作製した。1枚当たりの単価は25.95円であった。配布に当たっては、組合工場見学者や展望台来場者等に配布し、前年度の余剰分を含めて約2万5,000人分の配布数を見込んでいる、とのことでありました。

次に、広報事業及びごみ減量啓発事業の効果は、との質疑に対し、広報リユースの読者から、「ごみの分別」や「マイバッグの使用」などの重要性について好意的なご意見をいただいております。環境啓発の効果と受け取っている。一方、1人1日当たりのごみ搬出量は、構成市町が一律に減量となっていない状況にある。組合としては、5市1町と組合で構成する事務連絡協議会を通じて、各構成市町とごみの減量化を図るとともに、引き続き広報リユースでごみの減量化を啓発してまいりたい、とのことでありました。

なお、第2款「総務費」については、ほかに4件の質疑がありました。

次に、第3款「事業費」について申し上げます。

第一工場ごみ処理事業検査委託料の内容は、との質疑に対し、ばい煙、ダイオキシン類、排ガス中の水銀濃度、放射性物質濃度に係る測定など、15項目に関する検査を委託した、とのことでありました。

次に、4目第二工場廃棄物処理費の運営委託料及び運転委託料に係る委託事業者は、との質疑に対し、ごみ処理施設運営委託については、エコサービス東埼玉株式会社、汚泥再生処

理センター運営委託については、東埼玉資源化サービス株式会社、また、最終処分場運転委託については、住友重機械エンバイロメント株式会社が委託事業者である、とのことであり
ました。

次に、第二工場し尿処理施設処理棟等解体工事の進捗状況は、との質疑に対し、現在、建
屋の解体が完了し、くいの引き抜き工事を行っており、271本中266本の引き抜きが完了し、
約80%の進捗状況となっている。また、地中埋設物は検出されていない、とのことでありま
した。

次に、環境保全協力金の内容は、との質疑に対し、焼却飛灰などを受け入れる地方自治体
に支払う負担金で、山形県へは、1トン当たり単価1,300円のところ、2,107トン分、273万
9,100円を支出した。また、茨城県へは、基本額50万円に、1トン当たり単価300円のところ、
4,122トン分を加え、173万6,600円を支出した、とのことでありました。

次に、地元連絡協議会負担金の増減額の考えは、との質疑に対し、地元連絡協議会が実施
する研修会の視察先などについて、地元連絡協議会と協議の上、予算化してまいりたい、と
のことでありました。

なお、第3款「事業費」については、ほかに4件の質疑がありました。

次に、第4款「公債費」について申し上げます。

組合債の繰り上げ償還の考えは、との質疑に対し、世代間の公平性の観点から、原則、当
初の返済期間での償還を考えている。なお、組合債の借り入れに際しては、越谷市内9つの
金融機関から見積もりを聴取し、最も低利なところと契約した。また、組合債の借り入れに
おいては、制度上、埼玉県の同意が条件になる、とのことでありました。

なお、第4款「公債費」については、ほかに1件の質疑がありました。

また、第1款「議会費」、第5款「基金積立金」、第6款「予備費」についての質疑はあ
りませんでした。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論の発言はなく、採決の結果、第6号議案
については全員一致により原案のとおり認定することに決しました。

以上で報告を終わります。

○佐々木洋一議長 以上で決算特別委員長の報告が終了いたしました。

◎管理者提出第6号議案の委員長報告に対す

る質疑

○佐々木洋一議長 第6号議案 平成30年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算認定の件に関して、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第6号議案の討論、採決

○佐々木洋一議長 続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐々木洋一議長 挙手全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり認定されました。

◎管理者提出第8号議案ないし第13号議案

の一括上程、提案理由の説明

○佐々木洋一議長 次に、管理者提出第8号議案ないし第13号議案までの6件を一括して議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 おはようございます。

本日、12月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい折にもかかわらずご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

本定例会には、東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定を初め、都合6件の議案をご提案申し上げておりますが、十分にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各議案につき順次ご説明させていただきます。

まず、第8号議案 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び第9号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についての2議案につきましては、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

これらの議案は、期末手当に関する規定を整備するため提案するものでございまして、議員及び特別職の本年12月期の期末手当の支給割合を100分の222.5から100分の227.5に改め、公布の日から施行し、本年12月1日から適用してまいります。

また、令和2年度以降につきまして、6月期の支給割合を100分の222.5から100分の225に、12月期の支給割合を100分の227.5から100分の225に改め、令和2年4月1日から施行してまいります。

次に、第10号議案 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案は、一般職の国家公務員の給与の改正に伴い、国に準じて職員の給与を改正する必要があるため提案するものでございます。

改正の内容でございしますが、まず、行政職給料表の平均改定率をプラス0.1%とするなど、給料表の改定を行うもので、本改定は公布の日から施行し、本年4月1日から適用してまいります。

次に、本年12月期の勤勉手当の支給割合を100分の92.5から100分の97.5に改め、公布の日から施行し、本年12月1日から適用してまいります。

また、令和2年度以降につきまして、6月期の支給割合を100分の92.5から100分の95に、12月期の支給割合を100分の97.5から100分の95に改め、令和2年4月1日から施行してまいります。

次に、第11号議案 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、関係条例について所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

会計年度任用職員制度は、地方公務員法において地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員について特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保するほか、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化を図るために創設されるものでございます。

この制度において、1会計年度を超えない範囲内で、非常勤の職として、新たに会計年度任用職員が置かれるものでございます。

条例の内容でございますが、令和2年度から当組合においても会計年度任用職員を任用することに伴い、関係8条例について、会計年度任用職員における勤務時間、休暇、育児休業等に係る規定の整備を行うものでございます。

なお、本条例は令和2年4月1日から施行してまいります。

次に、第12号議案 東埼玉資源環境組合会計年度任用職員の給与等に関する条例制定についてのご説明を申し上げます。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されることに伴い、会計年度任用職員の給与等に関する事項を定める必要があるため、提案するものでございます。

条例の内容でございますが、前議案でご説明したとおり、令和2年度から会計年度任用職員を任用することに伴い、地方公務員法及び地方自治法において条例で定めることとされた会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する事項を定めるものでございます。

なお、本条例は令和2年4月1日から施行してまいります。

次に、第13号議案 令和元年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正予算書及び補正予算説明書の6ページをごらんいただきたいと存じます。

このたびの補正予算では、2,760万円を減額いたしますが、歳入では、5款繰入金を減額するほか、8款組合債を増額するもので、歳出では、1款議会費、2款総務費、及び3款事業費を人件費の整理により減額するとともに、6款予備費を増額するものでございます。

16ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、5款繰入金、1項基金繰入金、1目廃棄物処理施設整備基金繰入金につきましては、組合債5,940万円の増額及び歳出予算2,760万円の減額との組み合わせにより8,700万円を減額するものでございます。

次に、8款組合債、1項組合債、1目第一工場ごみ処理施設整備事業債につきましては、循環型社会形成推進交付金が、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策関係として認められたため、地方債の充当率が90%ではなく、100%となることにより、5,940万円を増額するものでございます。

続きまして、26ページをごらんいただきたいと存じます。

歳出でございますが、1款議会費、1項議会費、1目議会費から、次の28ページとなりますが、3款事業費、1項事業費、3目第二工場施設管理費までの職員人件費につきましては、それぞれの職員の人事異動等に伴う人件費の整理でございます。

6款予備費、1項予備費、1目予備費につきましては、60万円を増額し、補正後の額を3,127万7,000円とするものでございます。

続きまして、債務負担行為についてご説明申し上げます。

8ページにお戻りいただきたいと存じます。

債務負担行為につきましては、広報発行委託料ほか2件でございます。

初めに、広報発行委託料では、令和2年4月号の編集業務を2月から始めるため、期間を令和元年度から令和2年度までとし、限度額を994万円と定めるものでございます。

次に、第一工場ごみ処理施設運転委託料では、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの第一工場の運転業務を委託するもので、期間を令和元年度から令和6年度までとし、限度額を20億4,000万円に定めるものでございます。

続きまして、第一工場ごみ処理施設灰等搬出処分委託料では、期間を令和元年度から令和2年度までとし、限度額を7億5,000万円に定めるものでございます。

委託料の限度額につきましては、令和元年度予算額と同額となっております。

以上ご説明申し上げましたが、十分ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。私からの提案説明を終わらせていただきます。

○佐々木洋一議長 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、議案審査のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

◎開議の宣告

○佐々木洋一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎組合行政に対する一般質問

○佐々木洋一議長 これより組合行政に対する一般質問を行います。

今定例会における発言通告者につきましては、一般質問発言通告一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

発言通告に従いまして、発言を許可いたします。

なお、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

11番、矢澤江美子議員。

〔11番 矢澤江美子議員登壇〕

○11番 矢澤江美子議員 議長の指名がございましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず、質問事項1は組合施設の視察、見学の現状について伺います。

構成市町の住民が、自分たちが出したごみがどのように処理されるか知ることは、ごみの減量化を推進するためにも重要なことです。

そこで、以下3点について伺います。

①組合の施設ごとの構成市町の住民の視察状況（過去3年間）についてお伺いします。

②として、構成市町の子供たちの見学状況、学校単位でお願いします。

③として、組合のバスを使って、焼却から最終処分場まで一貫した視察ツアーを実施する予定はございますでしょうか。

次に、質問事項2です。組合のホームページのアクセス状況についてお伺いします。

組合のホームページには小学生用のページがあり、小学生かどうかわかりませんが、子供が見ても楽しいページがございます。「見る!楽しむ!学ぶ!」とか、「教えて!環境博士」などとてもわかりやすくつくられています。子供のころからごみ問題について関心を持っていただくためにも、たくさんの子供たちに見てもらいたいと思っております。

以下、2点について伺います。

①として、これらのページへの年間のアクセス状況、②として、これらのページの周知に

ついてお伺いします。

以上です。

○佐々木洋一議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 それでは、ただいまの矢澤議員さんのご質問に順次お答えいたします。

まず、組合施設の視察、見学の現状についてのお尋ねのうち、組合の施設ごとの構成市町の住民の視察状況についてでございますが、当組合では、第一工場ごみ処理施設及び第二工場ごみ処理施設を主体として、堆肥化施設、汚泥再生処理センター、第二最終処分場を含む組合全施設を対象に見学を実施しており、組合管内の小学生や管内住民及び各種団体に対して環境学習や施設のPRを行っております。

お尋ねの組合の施設ごとの構成市町の住民の視察状況と構成市町の子供たちの見学状況につきましては、後ほど事務局長から答弁を申し上げます。

次に、組合のバスを使い、焼却から最終処分場まで一貫した視察ツアーを実施する予定についてのお尋ねでございますが、施設見学につきましては、広報リユースやホームページで申し込み方法等の案内を掲載し、事前予約制としております。申し込みを受け付ける際には、各施設の概要や見学の行程、所要時間などを説明した上で、要望に合わせて受け付けを行っております。現状では所要時間の関係もあり、ごみ処理施設を中心とした見学を希望される団体が多くなっており、その要望に応じた見学ツアーを実施しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、組合のホームページのアクセス状況についてのお尋ねでございますが、これらのページへの年間のアクセス状況につきましては、当組合では平成10年度にホームページを開設し、平成24年度、平成28年度にリニューアルを行い、バーチャル工場見学や、チャレンジ！リユースクイズにつきましては平成25年度に作成を行っております。

ホームページのアクセス数につきましては、バーチャル工場見学の閲覧数など個別には把握しておりませんが、全体のアクセス数につきましては平成30年度に15万9,231件となっております。令和元年度11月までのアクセス数は11万8,885件となっております、平成30年度11月までの累計と比較すると5,618件の増となっております。

次に、これらのページの周知につきましては、平成28年度の第二工場ごみ処理施設の稼働を踏まえ、ホームページリニューアル時に、トップページで施設ごとの検索ができるようわ

かりやすい構成としたほか、スマートフォンやタブレットにも対応するなど、利用者の利便性の向上に努めております。特にバーチャル工場見学やチャレンジ！リユースクイズにつきましては、トップページにバナーを設け、ホームページ上で閲覧されやすいよう工夫して配置したほか、第一工場ごみ処理施設の玄関ロビーにはタッチパネル式のパソコンを設置、見学者が直接触れて見るができるような取り組みも行っております。

また、組合では、ごみ減量の啓発や事業内容などの取り組みを紹介した広報リユースを管内の住民を対象に発行しているほか、管内の小学校4年生を対象とした工場見学や小学生以下を対象とした夏休み親子スクールなど、ともに子供を対象とした広報活動を実施していることから、これらの取り組みを有効に活用して、さらに周知の拡大を図ってまいりたいと考えております。

今後とも管内住民の意見を踏まえ、わかりやすい構成に努めるとともに、コンテンツの充実を図るなど、子供から大人までが親しみやすいホームページの運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○佐々木洋一議長 事務局長。

[深井久光事務局長登壇]

○深井久光事務局長 それでは、まず、組合の施設ごとの構成市町の住民視察状況についてお答えさせていただきます。

第一工場ごみ処理施設は、平成28年度に越谷市が2,780人、草加市が1,965人、八潮市が583人、三郷市が1,232人、吉川市が781人、松伏町が339人で行いました。

平成29年度は、越谷市が2,842人、草加市が1,246人、八潮市が405人、三郷市が1,199人、吉川市が864人、松伏町が294人で行いました。

平成30年度は、越谷市が2,829人、草加市が849人、八潮市が278人、三郷市が1,395人、吉川市が896人、松伏町が307人で行いました。

第一工場堆肥化施設は、平成28年度に越谷市が5人で、ほかはございませんでした。

平成29年度は、越谷市が20人で、ほかはございませんでした。

平成30年度の見学はございませんでした。

第二工場ごみ処理施設は、平成28年度に越谷市が150人、草加市が253人、八潮市が62人、吉川市が16人、三郷市と松伏町はございませんでした。

平成29年度は、草加市が250人、八潮市が19人、吉川市が13人、松伏町が50人、越谷市と

三郷市はございませんでした。

平成30年度は、越谷市が23人、草加市が112人、八潮市が33人、吉川市が13人、三郷市と松伏町はございませんでした。

第二工場汚泥再生処理センターは、平成28年度に越谷市が18人で、ほかはございませんでした。

平成29年度の見学はございませんでした。

平成30年度は越谷市が23人、草加市が54人、松伏町が13人、ほかはございませんでした。

第二最終処分場は、平成28年度、29年度、30年度のいずれも見学はございませんでした。

次に、構成市町の子供たちの見学状況についてのお尋ねでございますが、平成30年度の見学者数は、越谷市が30校中24校の2,381人、草加市が21校中19校の2,055人、八潮市が全10校834人、三郷市が全19校1,293人、吉川市が全8校841人、松伏町が全3校295人でございました。

組合構成市町の全体の小学校では、全91校中83校が来所し、その割合は91.2%になります。

以上でございます。

○佐々木洋一議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありますか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 ご答弁ありがとうございます。

まず、質問事項1の②構成市町の子供たちの見学状況なんですが、これは小学校4年生を対象に見学、ホームページでは小学校4年生というふうになっておりますけれども、越谷市と、それから草加市ですか、全校の中で見学に来ていないというのは、ほかの市町はほとんど全部ということになっているのですが、その理由についてお伺いします。

○佐々木洋一議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 それぞれ教育委員会の教育の一環として取り組んでいると思いますので、理由については確認しているかどうか、事務局長から答弁申し上げます。

○佐々木洋一議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

○深井久光事務局長 社会科見学等での日程の調整が合わない。また、大規模な小学校で、交通手段の調整が困難、そういう関係で、全ての学校が見学に来られてないという状況がござ

います。

以上でございます。

○佐々木洋一議長 ただいまの再答弁に関し、重ねての質問はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 確かにいろいろなスケジュール、現在、科目、授業時間も、かなり週休2日になったりして、それから、指導要領の変更などもこれからもありますので、授業時間を確保するというのは大変難しい状況になっていると思います。ですけれども、なるべく組合のほうから呼びかけていただいて、それで4年生くらいが、子供がいろいろなものに一番関心を持っていく時期だと思うんです。特に今気候変動とか、あちこちの自治体でも宣言するところがふえてきておりますので、ただ、日本はまだきょう現在で7自治体しか宣言していないですね。ただ、世界では1,100以上の自治体が宣言しているということで、やはり関心を持っていただく、ことしも台風19号とかいろいろな災害があった。その原因というのがいろいろなことが温暖化とか関係しているので、そういうことも含めて学んでいただく必要があるのかなと、特に未来を担う子供たちですので、できるだけこちらの組合のほうの呼びかけをしていただきたいと思いますと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○佐々木洋一議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 当組合としては、ごみの処理処分を行っている立場から、環境問題につきましてはより関心を持っていただきたい、こういう願いは十分持っております。

そういうことでございますが、5市1町の首長さんもいらっしゃいますので、それぞれの教育委員会との連携が重要だと思います。それぞれ教育会議なんかも首長と教育委員会との場も設けておりますので、環境問題についてはより力を入れていただきたいという思いはありますので、機会を捉えて取り組みを強めていただくように要望はしたいと思います。

以上です。

○佐々木洋一議長 次に、15番、岩田京子議員。

〔15番 岩田京子議員登壇〕

○15番 岩田京子議員 15番、岩田です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

第二最終処分場についてお聞きいたします。

吉川市では、東埼玉資源環境組合の最終処分を担っております。現在、2つ目の処分場を設置しているところです。

ただいま組合では、灰溶融炉が休止し、搬入量が減っているところです。使用期限、令和8年の埋め立て率をどのように見込んでいるのか、また、この期限後についての検討のスケジュールをお聞かせください。

以上です。

○佐々木洋一議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 それでは、ただいまの岩田議員さんのご質問にお答えいたします。

第二最終処分場について、灰溶融炉が休止し、搬入量が減っていると思うが、使用期限、令和8年の埋め立て率をどのように見込んでいるか。また、期限後についての検討のスケジュールはについてのお尋ねでございますが、当初、国では、灰溶融炉を灰の減量化と最終処分場の延命化を図るために設置を推奨しておりましたが、地球温暖化対策の重要性から、エネルギーを大量に消費する灰溶融炉について、補助金の対象としないなど方針を変更したことから、休止や廃止する自治体がふえております。

当組合においては、平成30年6月25日から、使用する電極棒の価格高騰により、稼働を停止しておりましたが、令和元年度につきましては、稼働に係る費用等を十分精査し、灰溶融炉の運転経費を考えたところ、休止したほうがよいとの判断をいたしましたところでございます。

第二最終処分場エコパーク吉川「みどり」につきましては、一般廃棄物最終処分場地元連絡協議会及び吉川市と締結している東埼玉資源環境組合一般廃棄物最終処分場の使用期間延長に関する協定書では、使用期間を令和9年3月31日までとし、埋め立て率を約74%と見込んでおりますが、現在の埋め立て率は約54%となっております。

今後につきましては、一般廃棄物最終処分場地元連絡協議会や吉川市と協議、調整を図りながら、令和8年度までに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○佐々木洋一議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありますか。

15番、岩田京子議員。

○15番 岩田京子議員 1点だけ、確認をさせていただきたいと思います。

灰溶融炉、現在休止ということなのですが、廃止という結論をもししたならば、仮説の話にはなるんですけども、この場合、エコパーク吉川「みどり」が利用されなくなるというような考えでよろしいのか、確認させてください。

○佐々木洋一議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまは休止ということで決めておりますが、具体的には事務局長から答弁申し上げます。

○佐々木洋一議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

○深井久光事務局長 現在は、休止という形で判断をしたこととなりますので、廃止する場合には今後、国の環境省と、そういうところといろいろその辺の関係を調査しながら検討するような形になると考えておりますので、現在は休止ということでご理解をいただきたいと思っております。

○佐々木洋一議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありますか。

15番、岩田京子議員。

○15番 岩田京子議員 質問ではありませんけれども、地元と丁寧に協議をしながら進めていっていただきたいということを要望して、終わりにしたいと思います。

ありがとうございます。

○佐々木洋一議長 以上で一般質問を終結いたします。

◎管理者提出第8号議案の質疑

○佐々木洋一議長 次に、管理者提出議案に対する質疑を順次行います。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

管理者提出第8号議案 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、山田大助議員。

〔2番 山田大助議員登壇〕

○2番 山田大助議員 第8号議案について、2点質疑をさせていただきます。

人事院勧告に基づいて一般公務員の給与等の引き上げがあることに伴って、この8号議案、9号議案、議員ですとか特別職の報酬引き上げが慣例的に行われているということは承知をしておりますが、上げなければいけない理由ということは何かあるのでしょうか。法的根拠とこのようなことがあるかどうか、1点目にお伺いをいたします。

2点目、越谷では、中核市になったことに伴い、人事院勧告とは別に特別職の報酬引き上げが以前行われまして、これに対して納得できないというような批判の声が届いております。こういった住民感情についての認識についてお伺いいたします。

○佐々木洋一議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問にお答えいたします。

上げる理由というのは、これまでも慣例で職員に準じて、また、一般的な人事院勧告に準じてという基本的な認識のもとで対応してございますので、ぜひご理解いただきたいと思えます。

住民感情について、確かに住民の方の間にはさまざまなご意見があるだろうとは思いますが、やはりこれも私は住民感情を多くご理解いただくには、人事院勧告制度というようなことを考えまして取り組んでおりますので、引き続きご理解を賜りたいと存じます。

○佐々木洋一議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 ほかに質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

〔11番 矢澤江美子議員登壇〕

○11番 矢澤江美子議員 第8号議案について、3点質疑いたします。

まず、9月議会で、これまでも透明性を高めるとして、東埼玉環境資源特別職報酬等審議会条例の一部改正がありまして、審議会を常設と変わりました。今回の議案提出に当たって、東埼玉環境資源環境組合特別職報酬等審議会の意見を聞いたかどうか、まず伺います。

次に、勤勉手当と期末手当の違いについてお伺いします。

次に、3番目として、今回の改正によって、議長、副議長、議員1人当たりの増額は幾ら

になるのでしょうか。

以上です。

○佐々木洋一議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 お答えいたします。

この点につきましては審議会には諮っておりません。これは人事院勧告等職員に準じてという形で今日まで取り組んできておりますので、これはいわば自動的に、なおかつそれぞれにして対応させていただいております。

期末、勤勉の違いにつきましては、今さら言うことでもないでしょうけれども、勤勉手当は職員の勤務成績によって制定されております。その枠が決められておりますが、そういう中でやっておりますが、議員の皆さんの場合においては勤勉手当は算入しておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

また、増額分につきましては、事務局長から答弁いたします。

○佐々木洋一議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

○深井久光事務局長 矢澤議員さんの質疑にお答えいたします。

影響額についてでございますが、議員の皆さんはこのたびの改定によりまして0.05月分引き上げられることとなりますので、今回の改定による影響額は全体で5万5,000円の増額を見込んでおります。

なお、現計予算の中で対応可能ですので、補正予算には計上しておりません。

以上でございます。

○佐々木洋一議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありますか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 まず、①の審議会の意見を聞いていないということなんですが、総務省が平成18年4月19日に総財財第37号、あるいは平成19年4月20日に、やはり総財財第21号という通知を出しております。それによると、「第三 歳出に関する事項 特別職の報酬」の項というのがありますが、そこに「特別職の報酬又は給料・期末手当その他の給与については、特別職報酬等審議会設置の趣旨に沿った適切な運用等を通じて適正な決定方式及び適正な水準の保持に配慮するとともに、特に退職手当についても、議会の審議等を通じ、

住民の十分な理解と支持が得られるものとする」という技術的助言があります。

要するに、私たちが、例えば確定申告を私の場合はするのですが、そのときに確定申告する総額というのは、毎月の報酬とそれから期末手当、それを合算したものを申告するわけですね。そうすると報酬という中には、いわゆる月々の報酬と期末手当と両方を含んでいるわけです。総報酬としてそれだけいただいているわけですが、やはり期末手当を上げるというか、今回の人勸の勧告によって職員のほうを上げることに伴って、こちらもということなんですが、やはり特別職と一般職とは分けるべきだと思うんです。それで今後、再度審議会の意見を聞くということをご検討していただきたいと思うんですが、それについて伺います。

それと2番目として、議員の場合は期末手当ですけれども、今回の人事院勧告には勤勉手当を上げるということになっています。もともと議員の場合は規定がないわけですから、本来は勤勉手当というものを期末手当にすりかえてしまうという、これはやはりおかしいと思うんです。それについてお考えをお聞きます。

各自治体でも既に議会は終わっておりまして、各自治体でもこの報酬の議案が出てきていると思うんですが、ことしは台風19号とかいろいろな災害があつて、しかも消費税は上げたということで経済環境が非常に悪くなっているということで、埼玉県内の40市は全て上げる案を出してきています。でも、東京都三鷹市とか、あるいは港区とかいろいろ財源が非常に裕福なところでも出してないんです。議長の議案とか議員の期末手当値上げについては案を出していません。

それはなぜかというその理由が、やはり台風19号の影響で被災者がたくさんいる。それから、消費税が上がったことによって経済状況が悪化しているという意味で今回は見送ったという自治体が結構東京都内にはあります。ほかにもありますけれども、ですので、やはりそういう状況を考えると、審議会の意見を聞くということはとても大事なことではないかと思うんです。しかも常設化したわけですから、せっかくあるものを利用するというか、開くということとはとても大事なことではないかと思うんです。何のために常設をしたのかということでございます。ですので、それについて伺います。

それから、3番目として、今、議員の分として総額5万5,000円ということですが、私はそれぞれ議長とか副議長、議員という個別に質問しているのですが、それについてお伺いします。

以上です。

○佐々木洋一議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問についてお答えいたします。

審議会を設置したということは、これまで当組合にはなかったものですから、それを各市町と同じような形で設置すべきだろうということで設置をさせていただきましたが、これらについて、今回のような、こういう人勸に基づいて取り組むに当たっては、従来どおり私の判断で提案させていただくということで、改めて審議会には諮らずやってきたところでございます。

これについては、いろいろご意見があるかと思えますけれども、特段の見直しとか何かについては審議会に諮る必要はあると思えますが、いわゆる従来どおりといいますか、職員に準じて決めている報酬等については、これからもお話をいただきたいと思っております。

それから、先ほども言いましたように勤勉は入っておりません。期末だけでございます。ですから、これはあくまでも期末手当と勤勉手当は性格が違うという認識は持っておりますので、そのようにこれからも理解をして取り組んでいきたいと思っております。

それから、台風等の状況について考えないのか、こういうご指摘だと思いますが、確かに被害の状況がどうであるかということは考える必要もあるかと思えますが、今回のような状況におきましては、特別にそこまで判断を加える必要はないだろう、こう判断をいたしておりまして、特にその点については考慮しておりません。これらについては議会の状況に応じでしかるべく判断をさせていただきたいと思えます。

また、今回の影響額につきましては、事務局長から答弁申し上げます。

○佐々木洋一議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

○深井久光事務局長 矢澤議員さんの質問にお答えいたします。

議長につきましては、2,604円の引き上げでございます。

副議長につきましては、2,322円の引き上げでございます。

議員1人当たりの引き上げ額につきましては、2,256円でございます。

以上でございます。

○佐々木洋一議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 今、3番目のところですが、1人当たりの引き上げを示していた

だいたんですが、そもそもこれを計算をするときに、基本報酬に1.2を掛けて、つまり加算してあるんですね。加算して、それに月数を掛けているのですが、この加算というのはいつごろから加算するようになったのでしょうか。

○佐々木洋一議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては、これまで取り組んできた中での経過でございまして、私も明確に把握をしておりませんが、これも自治法とか公務員法等の関係で変わってきているものと思います。具体的には今後しっかりと調査してまいりたいと思っております。

○佐々木洋一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第9号議案の質疑

○佐々木洋一議長 管理者提出第9号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第10号議案の質疑

○佐々木洋一議長 管理者提出第10号議案 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

〔11番 矢澤江美子議員登壇〕

○11番 矢澤江美子議員 第10号議案について、1点、質疑いたします。

勤勉手当ですから、先ほどもご説明いただきましたけれども、いわゆる一般企業の査定と
いうのですか、働いたことに対する評価の結果ということで勤勉手当というのはあると思
うんですが、この組合ではどのように評価をしているのか。その評価の結果、支給割合に差が
出たケースが今までどのくらいあったか、伺います。

○佐々木洋一議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては、事務局長から答弁申し上げます。

○佐々木洋一議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

○深井久光事務局長 矢澤議員さんのお尋ねにお答えいたします。

人事評価のほうの評価は行っております。ただし、評価の差とか、そういうものについて
は反映はしておりません。

以上でございます。

○佐々木洋一議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 今反映していないという答えがあったわけですが、国のほうで
も評価しなさいということ言って、それが反映できるようにということを勧めていると思
うんですが、それについて今後どのように考えているか、お聞かせください。

○佐々木洋一議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 勤勉手当に反映させるということについては非常に細かい点まで見ないと
いけないと思います。そういう中にありましては、その基準的なことも十分考慮しなければ
なりませんので、その辺については慎重に対応していきたいと思っております。

以上です。

○佐々木洋一議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第11号議案の質疑

○佐々木洋一議長 管理者提出第11号議案 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、山田大助議員。

〔2番 山田大助議員登壇〕

○2番 山田大助議員 第11号議案について、1点質疑をさせていただきます。

今回の条例制定によって、一面として、非正規職員の待遇改善につながるというようなお話があるかと思いますが、そもそもの話として、公的サービスは期限の定めのない正規雇用で担うべきと考えますが、その認識についてお伺いいたします。

○佐々木洋一議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 お答えいたします。

これまでは臨時職員、非常勤特別職等の名称で職員を採用してきた経緯がございます。当組合はそうさまざまな職種はございませんけれども、全国的自治体の業務としてはそういう職種が非常に多くなってきたということから、その任用、手当等についてもさまざまな工程がなされていたということから、今回、公務員法が改正されまして、きちっとした法的な位置づけをしようではないかということで、今回地方公務員法が一部改正されまして、会計年度任用職員を制度化したというのが基本でございます。

こういう中から、当組合もそれに準じて対応しようということにしたわけでございますが、とにかく自治体の業務は複雑多様化してきておりまして、住民の皆さんのニーズに応えるために、勤務時間も違うし、いつも定まった時間ではない、不定期的な状態等もございますので、そういったものについてはしっかりと現在の任用形態に即した対応をしていく必要があるということで、今回当組合の職員についても行うことにしたわけでございます。やはり勤務の状態に応じて定めるという基本的な状況に即してこれからも対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○佐々木洋一議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

2番、山田大助議員。

○2番 山田大助議員 再度お伺いしたいと思います。

働いている形態に合わせて制度を改めていくというようなお話があったわけですが、先ほど言いましたように、そもそも公的サービスは期限の定めのない正規雇用で担っていきながら、そういった特殊な時間で働くような方に対しては時間外手当も含めた、正規雇用の中でのどういう時間で働いて、どういう時間に休むかというようなことを定めていくというほうが本来のあり方ではないかなと思っておりまして、そういう点でいわゆる非正規がふえてきたそもそもの背景として、行政改革という名目で正規職員を減らさなければならないような圧力が国のほうからかかってきた、そういう意味では、自治体はこういう組合も含めて公務労働の場が大変苦慮されてきているということは理解をするわけですが、そういう中でも正規職員を中心に業務を担うという中で、今残念ながらふえ続けてしまっている非正規というあり方が固定化されてしまうというふうに懸念をしております、こういう点での認識をお伺いいたします。

○佐々木洋一議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 お答えいたします。

例えばの職種を申し上げますと、保育所の運営につきまして、朝出、それから、時間外の遅番、あるいはこれは従来からありますけれども、産休、あるいは休職代替、こういういろいろなケースがあります。そのケースに基づいて、いわゆる8時半から5時15分までの正規の勤務時間ではない、朝だけ、夕方だけ、あるいは期間限定の代替職員というようなパターン等がこれまでの市民の皆さんのニーズに応じて生まれた職責だと私は理解をしております。そういう方についてはどういうふうな処遇をしていくべきなのかということもきちっと考えていかなければいけない。これらについては全国さまざまな取り組みがなされてきたということも聞き及んでおりますが、そういったものも一つのいわゆる正規職員に準じた形にしようというのが今回の任用職員制度だと私は理解をいたしております。

そういう方々も、きちっと自分の与えられた職責と勤務時間の働き方をちゃんと自覚をして、また取り組んでいただきたい、こういうことを考えていくには、きちっと制度に関するものは制度に関するものにすべきだ、こういう立場に立っておりますので、今回そういうい

ろいろなパターンがありますが、学童保育なんかも午後からとかというケースもありますので、それぞれの勤務形態に応じた対応をこれからきちんと定めて、みんな共通認識が持てるような、そういう取り組みをする必要があると、私もそういう理解の上で提案しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○佐々木洋一議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

2番、山田大助議員。

○2番 山田大助議員 今、保育士ですとか学童保育の指導員などの例も挙げてお答えをいただきましたけれども、別にいろいろな時間で働くですとか、それから、いわゆる先ほどからご答弁にもありました産休だとか育休の状況などもありますから、非正規がゼロになるというふうには私も思っておりませんし、最初にも述べたように一面として待遇改善という側面があることは理解をいたしますが、それが年度ごとに区切られる形という必要はないんじゃないかということも思っているわけです。そこが一定の年数働くとかということはある話だと思っております、そういう意味でも年度ごとに区切られるという制度のあり方というのが果たしていかなものか。繰り返しますけれども、期限の定めのない雇用の形、その中で働く時間ですとか、どういうふうに通いて、どういうふうに通んでいくかということを設定をしていくという形が本来だと思っております、もう一度改めてそのところの認識をお伺いいたします。

○佐々木洋一議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問にお答えいたします。

これまでいろいろなケースがありましたので、そのケースに基づいて対応するということは何よりも大事だと思ひます。勤務形態も内容も違ってきますから、これらについてそれぞれの職種といいますか、部門においてきちとした位置づけのもとで、処遇も、また期限も定めて、パートなんかは最たるものでございまして、パート希望者も少なからずあるというふうな、一般社会的にはあります。そういうことを含めて、公務員の職種においてもそういった一つの区切りというものもまた必要不可欠なものであると私は理解しておりますので、一律的に全てこの時間、この時間という形で行くことが不可能ということについては、いろいろな考え方があるでしょうけれども、私は今の制度をできるだけ明確にした中で、一つの方策として、一歩進めたというような位置づけを持っておりますので、ご理解いただきたい

と思います。

○佐々木洋一議長 ほかに質疑はありませんか。

10番、吉田俊一議員。

〔10番 吉田俊一議員登壇〕

○10番 吉田俊一議員 10番、吉田俊一でございます。

議案第11号について、幾つかお尋ねをしております。

来年度の4月から会計年度任用職員制度が実施されるということで、大きく分けてフルタイムとパートタイムと分けられておりますが、当組合では実際にどのくらいの方の人数の方がそれぞれ働くようになるのか、まずお答えいただきたいと思います。

2点目は、正規の職員以外の、現在臨時職であるとか、短時間勤務であるとか、非常勤で働いている方のうち、多くは会計年度任用制度へ移行されるかと思いますが、移行しない職種の方がいらっしゃるのか、明らかにしていただきたいと思います。

3点目は、多くの自治体ではパートタイムへ移行するケースがほとんどかと思いますが、先ほど管理者もおっしゃったように勤務形態や職種、時給等もこれまで違っていた人たちが、会計年度任用制度へ移行するに当たり、お給料の状態をどういうふうに位置づけていくのか、考え方を示していただきたいと思います。政府は制度導入に当たって処遇改善を行うことが目的だと言っておりますので、そういう点の配慮がされているか、明らかにしていただきたいと思います。

○佐々木洋一議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては、事務局長から答弁申し上げます。

○佐々木洋一議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

○深井久光事務局長 それでは、吉田議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の関係でございますが、パートタイム会計年度任用職員というふうに考えております。

2点目の関連でございますが、現在、移行する人は2名というふうに思っております。

賃金の関係でございますが、現在の年収を下回らないような形を基本として対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○佐々木洋一議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

10番、吉田俊一議員。

○10番 吉田俊一議員 会計年度任用職へ移行する方は2名で、パートタイムということで答弁がありました。会計年度任用制度へ移行しない職種の人がいるのか、いないのかを明らかにしていただきたいと思います。

○佐々木洋一議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 現在のところ移行する方は2人おりますが、そのほかはおりません。

○佐々木洋一議長 ただいまの再答弁に対し、重ねて質疑はありませんか。

10番、吉田俊一議員。

○10番 吉田俊一議員 2人が移行する以外は、移行しない方はいないということで理解すればいいですか。

○佐々木洋一議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 現在2名おりますが、その2名を移行する予定でございまして、そのほかにはございません。

○佐々木洋一議長 ほかに質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

〔11番 矢澤江美子議員登壇〕

○11番 矢澤江美子議員 議長の指名がございましたので、第11号議案について3点質問いたします。

この中で、今回8つの条例、関係8条例について所要の改正を行うということが第11号議案の中身なんですけど、その中で東埼玉資源環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正というもの……、議案を間違えましたね、11号ではないですね。12号ですね、すみません、大変失礼しました。

11号議案ですね、1点質問いたします。休暇のことの改正というか、条例が入ったのですが、勤務時間、休日及び休暇に関する条例ということで、この内容が管理者の定める基準に

従い任命権者が定める規定を追加するというのですが、これについて、説明をお願いします。

管理者が定めるということは、管理者が定めたものに、管理者が決めた基準を、任命権者がさらにそれを変更することもあるのかどうかについて伺います。

○佐々木洋一議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては、事務局長から答弁申し上げます。

○佐々木洋一議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

○深井久光事務局長 お答えさせていただきます。

管理者の定める基準に従わず任命権者が定めることはございません。

以上でございます。

○佐々木洋一議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 質疑はなしと認め、これにて質疑は終結いたします。

◎管理者提出第12号議案の質疑

○佐々木洋一議長 管理者提出第12号議案 東埼玉資源環境組合会計年度任用職員の給与等に関する条例制定について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

〔11番 矢澤江美子議員登壇〕

○11番 矢澤江美子議員 第12号議案について、4点質疑いたします。

第3条第1項中に予算の範囲内においてというふうにございますが、これについての説明をお願いします。

つまり予算の範囲内ということは、例えば今年度予算があるけれども、来年度何かの事情で予算がつかないようなことがあるのかどうか、それについてお伺いします。

次に、第3条第2項の中で、組合の会計年度任用職員の給料の額は東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の適用を受ける職員、常勤職員の給料等の変更及び職員の適性を考慮して管理者が定めるというふうにございますが、具体的に初年度は幾らからスタートするのか。仮に次年度、再度任用された場合の給料はどのように昇任するのでしょうか。

3番目として、第3条第3項、パートタイム会計年度職員の基本報酬の額は常勤職員の給料等の変更及び職員の特殊性を考慮して管理者が定めるというふうになっておりますが、現在の臨時職員の賃金等の関係について、説明をお願いします。

先ほどの2番議員さんの質問の中でも処遇が改善するという一方でそういう考え方があるというふうにおっしゃいましたけれども、この間、報道を見ていますと、毎月の報酬に2.6カ月、期末手当分を上乗せして、それを割るという形にするので、総報酬というか、月々の報酬が少なくなってしまうというケースがこの間いろいろ報道されています。それでこの組合ではどのようになっているのか、総賃金との関係について説明をお願いします。

それから、4番目として、今回の制度導入によって人件費がどのくらいふえるか。それから、その財源についてもお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○佐々木洋一議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましては、事務局長から答弁申し上げます。

○佐々木洋一議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

○深井久光事務局長 それでは、矢澤議員さんの質問にお答えをいたします。

1点目の関係でございますが、きちんと予算化をしていきますので、今後そういうことはございません。

2点目につきましては、2年目にまた希望して行うということであれば、それについては昇任というような形を今のところ考えております。

3点目の賃金の関係かとは思いますが、それにつきましても一般会計のほうできちんと用意をしてということでございます。

また、4点目につきましても、制定をされて条例化されますと、そこについてはしっかりと考えております。大幅な増加はございません。

○佐々木洋一議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 再質疑いたします。

昇給、仮に次年度再度任用になった場合には昇給ということですが、例えば一般職の場合だと、次年度、翌年度は何号給って上がりますよね。それと同じようにどのくらいアップする幅を考えているのかということが1つ。

それから、初年度のスタートが幾らから考えているのかということ、つまり現行の例えば2名いらっしゃるわけですがけれども、この方は日給制なのか、月給制なのかということがあります。日給なら幾らなのか、時給なら幾らなのか、その辺の説明をお願いします。

現在の時給なら、あるいは日給かわかりませんが、それと比較して、次に会計年度任用職員に移行する場合の最初の基準ですね、それは今と同じなのか、それともちょっと上がるのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、雇用の問題で、次に、パートというか、先ほど全国的な流れとして、現在の報酬を下回らないという、その下回らないという、先ほどそういう答弁があったのですが、下回らないという意味が、報酬プラス期末手当を足したもので下回らないという、そういう条例をつくっているところが結構あるんです。それでこの組合の条例ではどういうふうになっているのか。つまり現状の収入を下回らないという、その意味はどういう意味なのか。つまり現在もらっている給料表と、それから、期末手当がふえるというけれども、実際は月々落とされてしまって、期末手当と合計してやっているところが結構あるんですよ、実際に。それで問題になっているんですね。つまり毎月毎月、その報酬で食べていくのに、月が下がってしまったら、期末手当がふえたとしても毎月毎月どうするんだというような、そういうところが結構あるんですね。それでそれを確認しているわけです。そうならないようお願いしたいと思っているので、それについてお答えください。

それから、人件費ですね。つまりどのくらいふえるのかという、先ほど正確な答弁がないのですが、もう募集も始まっている自治体もありますので、当然考えているとは思いますが、それについてお聞かせください。

それから、財源はどうなるのか。つまり各市町の負担金はその分ふえるのかどうかということも含めてお願いいたします。

○佐々木洋一議長 ただいまの再質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましても、事務局長から答弁申し上げます。

○佐々木洋一議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

○深井久光事務局長 矢澤議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

パートタイムということなので時給制で考えており、下がることはございません。

小学4年生の環境学習の施設見学と展望台見学受付や、電話対応など、業務を行っております。それと同じものを令和2年度も予定をしているということでございます。今まで平成15年からこの業務については臨時職員の方を採用し対応してきておりますので、そういうものが今回会計年度任用職員ということになりますので、明確化される事と考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○佐々木洋一議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。

11番、矢澤江美子議員。

○11番 矢澤江美子議員 矢澤です。

時給制になっているということなのですが、時給が幾ら上がっているかということ、それでこの時給がいつからの金額なのかということもお聞かせください。

それから、先ほど質問して、再質疑のときに、人件費がどのくらいふえるのかということと財源はどうなっているんですかということをお聞きしたと思うんですが、それに対する答弁がなかったと思うんですが、それについてお願いします。

○佐々木洋一議長 ただいまの質疑に対し、管理者の答弁を求めます。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 ただいまのご質問につきましても事務局長から答弁申し上げます。

○佐々木洋一議長 事務局長。

〔深井久光事務局長登壇〕

○深井久光事務局長 お答えいたします。

時給制でございます。平成15年から時給制でございます。そのまま移行するというところでございますので、同じような形で予算化していくというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

人件費の財源につきましては、一般会計のほうから財源としての考えでございます。

以上でございます。

○佐々木洋一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第13号議案の質疑

○佐々木洋一議長 管理者提出第13号議案 令和元年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎管理者提出第8号議案ないし第13号議案 の委員会付託の省略

○佐々木洋一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております第8号議案ないし第13号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、第8号議案ないし第13号議案につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

◎管理者提出第8号議案の討論、採決

○佐々木洋一議長 管理者提出議案に対し、順次討論、採決を行います。

管理者提出第8号議案 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

条例の一部を改正する条例制定について、討論に入ります。

討論はございませんか。

2番、山田大助議員。発言席にてお願いします。

〔2番 山田大助議員登壇〕

○2番 山田大助議員 第8号議案について、反対の立場で討論いたします。

人事院勧告のもとに慣例で引き上げていくということが繰り返し述べられました。しかし、消費税増税などもあり、市民生活は厳しさを増してきて、一般職員の報酬等が引き上がるからと言って、特別職も引き上げるということについては、議員及び特別職の報酬引き上げは理解を得られないと考えるため、この第8号議案、さらには次の第9号議案についても反対いたします。

○佐々木洋一議長 次に、11番、矢澤江美子議員。

〔11番 矢澤江美子議員登壇〕

○11番 矢澤江美子議員 議長の指名がありましたので、議案第8号 東埼玉資源環境組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場で討論いたします。

今回で6年連続の引き上げとなっています。私は、昨年12月議会で、組合議会議員の報酬の見直しの一般質問を行いました。理由は、私たちは議会の中で所属自治体にかかわる全ての仕事をやっていて、それに対して議員報酬を毎月いただき、さらに年2回の期末手当もいただいています。既に各市町の12月議会で期末手当の改正が行われたことと思います。私は、人事院勧告は国家公務員の給与に対して行われるもので、しかも今回勤勉手当の引き上げです。議員の場合は勤勉手当という項目はないので、勤勉手当を勝手に変えて期末手当として支給するのはたびたび便乗値上げとして発言しましたが、残念なことに否決されてしまいました。

ところで、5市1町で構成される東埼玉資源環境組合は、自治体のなすべき事務の一部、つまりごみの処理の仕事を共同処理することで効率化を図ることが目的で設立された特別地方公共団体です。個別自治体で個別課題を処理するには、職員や施設などさまざまなものをその自治体単独で負担しなければならないため、効率的に処理することで効率性を高め、住民の福祉により寄与することができる点においては評価しています。しかし、本来、個別自治体で処理する場合は所属する議会でいただく議員報酬のみで解決するのに、一部事務組合で共同処理するように変更したら、別途議会の議員報酬が支給されるというのはおかしなこ

とで、まさに報酬の二重取り以外の何物でもないと思います。

仮に支給するとしても、せいぜい日当相当額が妥当な線だと思います。年4回の組合議会、しかもたった1日、きょうはちょっと延びておりますが、今までの例ですと大抵は午前中で終わる議会です。月額3万7,600円の報酬だけでも高額なのに、さらに年2回の期末手当、総額20万784円と報酬プラス期末手当の合計は65万1,984円になりますので、これは本当に高額過ぎます。

さらに言えば、期末手当の計算方法、基本月額に20%加算した金額に期末手当の割合を乗じる方法にも問題があります。しかも、原資は地域住民の貴重な税金ですから、到底理解は得られません。

実際、昨年12月の組合議会で質問した報酬の問題について、私の全戸配布の個人通信でお知らせしたところ、確におかしいという声が複数寄せられています。本来それぞれの市町が行うべき事業の一部が、この当組合に移されているにすぎないわけですから、組合の管理者、理事、組合議会議員の職務は5市1町の首長及び議会議員の職務の範囲内のものであるわけです。

昨年12月議会でもご紹介しましたが、全ての一部事務組合が特別職やあるいは組合議会議員に給与、報酬を支給しているかと言えば、そうではありません。例えば柏、流山、我孫子市で構成する東葛中部地区・総合開発事務組合の組合議会議員報酬等支給条例は、その第2条で、議長、副議長、議員に支給すべき報酬の額を規定していますが、ただし書きで、各関係市において報酬の支給を受けるときはそれを支給しないというふうに規定されており、支給されておられません。

また、一部事務組合議員の報酬については、高額で二重取りとの批判があり、見直しに着手した組合も多数あります。2011年8月7日の京都新聞では、長浜市と米原市でし尿処理やごみ処理などを担う、湖北広域行政事務センターが同年4月から月額1万3,000円を半額カットしたことや京都では乙訓環境衛生組合など乙訓地区の3組合が議会から額や報酬のあり方を見直すべきなどと指摘を受け、2002年から月額1万7,000円から1万4,000円だった議員報酬を一律6,000円削ったことが報じられています。

また、2010年12月2日、中日新聞の朝刊では、東海3県の一部事務組合合計123団体の組合議員の報酬を調査した結果が掲載されておりますが、愛知県内の報酬は年額制が多く、最も安い岐阜県地方競馬組合と大垣消防組合の年1,000円から名古屋港管理組合の年43万円まで幅広くあると報じられています。年額別では1万円未満が16%、1万円から5万円未満が

45%、5万円から10万円未満が12%、10万円以上が2%とのこと。それぞれの市や町で議員報酬をもらっているなどの理由で、報酬を支払っていない組合は全体の10%の12議会あったそうです。

さらに、小平市、東村山市、田無市、保谷市、清瀬市、東久留米市の6市で構成される多摩六都科学館組合では2001年10月に組合で議員報酬を5割カット、管理者給料を3割減の条例を通し、現在では議員が9,000円、管理者は月額2万6,000円となっており、見直しが行われました。

それぞれの市から給料、報酬が支給されていながら、一部事務組合からも支給されているという、こういう矛盾の高額な給料や報酬の支給というのは、到底市民の理解は得られないものではないかと考えています。現在の報酬だけでも高額過ぎるのに、さらに期末手当の割合の引き上げには到底管内の住民の理解は得られず、納得がいきません。

私は、この9月で組合議会の議員になってから丸2年となりました。この間感じたことは率直に言って、組合議会の議論の低調さです。自治体議員は直接選挙で選ばれますので、その行政や議会は住民に身近な存在ということもあり、どの議会でも活発に質問が行われています。しかし、一部事務組合議員は所属する議会内選出という間接選挙で選ばれ、地域住民から直接選ばれることがないため、組合の議員がそこで何をしているのかをしっかりと住民に伝えるため、一部事務組合自身が情報を徹底して公開することがない限り、住民から非常に離れた存在になってしまいます。

確かに、年4回発行される組合の広報紙リユースはありますが、各市町の議会だよりに比べページ数も少ないため、十分に伝え切れていないというのが現状です。

また、自治体議員の中から一部事務組合の議員が選出されるなど各構成市町でさまざまな選出方法があるのですが、八潮市議会では組合議会のポストの一つが議長の充て職であるとして長年まかり通ってきました。しかし、この慣習に疑問を抱いていた私は15年前の2004年9月議会の最終日に異議を唱え、それがきっかけとなり、組合議員3名を選挙で選ぶ今の方式に変えました。私も組合議会の議員になることができたのは選挙で選ぶ方式に変えたからです。

組合の議員になってびっくりしたのは、組合議会の議員が次々かわることです。2年間の経験ですが、毎議会、新しい議員の交代がありました。ようやくなれたころに議員が入れかわるといふ点も議論が低調な理由の一つではないかと感じています。

他の自治体ではわかりませんが、八潮市では市長の諮問機関である審議会にも、私が議員

になった22年前には市議会議員が委員として入っていて、そこでも審議委員としての報酬が支払われていました。役所の中で日中に開かれる審議会に出席すると議員報酬とは別にさらに報酬が出ていましたが、近年は法律で議員の出席が義務づけられている審議会以外は議員の出席を廃止し、さらに参加が義務となっている場合にも報酬は廃止し、費用弁償1,000円のみ支給と変更し、報酬の二重取りは解消しています。

一部事務組合は構成自治体の負担金で運営されています。支出する負担金の中にあらかじめ報酬分も含まれていると思いますが、地方自治体の財政難の中、各自治体は行財政改革の名前と受益者負担という形でさまざまなしわ寄せを住民に強いています。その決定をしている長や議員がみずからの懐にしわ寄せが及ぶことに知らんふりでは市民は納得できません。このような支出の仕方はやめるべきではないでしょうか。組合の議員が力を合わせれば変えることができるはずです。

最後に、早急に議員報酬の減額を検討すべきことを申し上げて、反対いたします。

なお、趣旨から、第9号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についても反対いたします。

○佐々木洋一議長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐々木洋一議長 挙手多数であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第9号議案の討論、採決

○佐々木洋一議長 管理者提出第9号議案 東埼玉資源環境組合管理者、理事及び副管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○佐々木洋一議長 挙手多数であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第10号議案の討論、採決

○佐々木洋一議長 管理者提出第10号議案 東埼玉資源環境組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○佐々木洋一議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐々木洋一議長 挙手全員であります。

よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第11号議案の討論、採決

○佐々木洋一議長 管理者提出第11号議案 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について討論に入ります。

討論はございませんか。

2番、山田大助議員。発言席でお願いします。

[2番 山田大助議員登壇]

○2番 山田大助議員 第11号議案について、反対の立場から討論いたします。

繰り返しになりますが、公務労働については期限の定めのない正規雇用で業務を担うべきであると考えます。今回の条例によって、一面として、非正規職員の待遇改善ということになるとは考えますが、一方で、非正規の固定化につながりかねない懸念がぬぐえません。そ

のため反対いたします。

したがって、次の給与に関する条例案も含めて反対をいたします。

○佐々木洋一議長 ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐々木洋一議長 挙手多数であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第12号議案の討論、採決

○佐々木洋一議長 続いて、管理者提出第12号議案 東埼玉資源環境組合会計年度任用職員の給与等に関する条例制定について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐々木洋一議長 挙手多数であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

◎管理者提出第13号議案の討論、採決

○佐々木洋一議長 管理者提出第13号議案 令和元年度東埼玉資源環境組合会計補正予算（第2号）について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 討論はなしと認め、これにて討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐々木洋一議長 挙手全員であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

○佐々木洋一議長 この際、諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から特定事件について閉会中の継続審査として付託されたい旨の申し出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の議会運営委員会付託

○佐々木洋一議長 次に、議会運営委員会の閉会中における特定事件の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

特定事件につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐々木洋一議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

○佐々木洋一議長 以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。

◎管理者挨拶

○佐々木洋一議長 この際、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

高橋努管理者。

〔高橋 努管理者登壇〕

○高橋 努管理者 12月定例会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろ組合運営につきましては、議員の皆様方を初め関係の皆様方の多大なるご支援、ご協力を賜り御礼申し上げます。

閉会中の継続審査として決算特別委員会でご審議を賜りました平成30年度東埼玉資源環境組合会計歳入歳出決算につきましてご認定をいただき、ありがとうございました。

また、本日、私よりご提案申し上げました6議案につきましても慎重にご審議を賜り、原案のとおり決定をいただき、まことにありがとうございました。

議員の皆様方におかれましては、年の瀬を迎え、お忙しいことと存じますが、健康に十分ご留意いただき、健やかに新年を迎えられますようお祈りいたしますとともに、今後とも変わらぬご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○佐々木洋一議長 これにて、令和元年12月東埼玉資源環境組合議会定例会を閉会いたします。

午後 0時45分 閉会